平成２１年（フ）第１３４９号
東京都墨田区文花１丁目25―６―202
破産者　沼田　良一
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０６号
東京都世田谷区砧３丁目17―８―404
破産者　赤間　哲彦
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２８７１号
埼玉県南埼玉郡白岡町西２丁目６―24
破産者　田村　明子
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２８８８号
千葉県市川市宮久保６丁目10―８
破産者　横田　　誠
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１７３号
東京都世田谷区代沢１丁目32番10号
破産者　有限会社ブラッディー・ドルフィンズ
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１７４号
東京都世田谷区喜多見８丁目８―16―101
破産者　川崎　大助
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１７５号
東京都世田谷区喜多見８丁目８―16―101
破産者　川崎麻由美
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４１３号
千葉県千葉市稲毛区あやめ台２―20―303
破産者　山口　勝久
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５２２号
栃木県那須郡那須町大字高久甲5936―３
破産者　田中健太郎
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５８０号
東京都世田谷区宮坂３丁目12番５号
破産者　株式会社三喜トレーディング
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５８１号
東京都世田谷区船橋５―17―14―102、開始決定時の住所東京都世田谷区赤堤２丁目48―16
破産者　武部三喜代
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６９５号
東京都文京区本郷２丁目39番６号
破産者　サテンサ・ミレイナ有限会社
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６９６号
千葉県千葉市若葉区貝塚町1291―４―101
破産者　松尾　智美
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７１５号
埼玉県蓮田市関山２丁目４番２号　Ｋ’Ｓ・ＧＡＲＤＥＮ２―201号
破産者　南埼玉ＬＡＦＣ有限会社
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７１６号
東京都八王子市下恩方町2103―３
破産者　白澤　貴志
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７１７号
東京都中央区東日本橋２丁目８番９号
破産者　謙信葬祭株式会社
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７１９号
千葉県千葉市緑区おゆみ野４―14―２　ロイヤルスクエアＣ101、住民票上の住所千葉県市原市西広６丁目６―11
破産者　中村　　薫
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７５０号
東京都調布市深大寺東町６丁目４番地３
破産者　有限会社横田ダイヤモンド
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７５１号
東京都調布市深大寺東町６丁目４―３　神代ヒルズ643―201
破産者　横田　政男
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７６９号
東京都新宿区西新宿１丁目26番２号　新宿野村ビル
破産者　アイテクノ株式会社
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７７０号
東京都府中市白糸台４丁目36―７―201
破産者　向井野輝義
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３８１５号
東京都荒川区西日暮里２丁目40番３―703号
破産者　株式会社コヤマ
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３８４７号
東京都品川区南大井３丁目30番８号　第８三井ビル607号
破産者　有限会社村岡設計
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部